



令和8年4月1日から

対象は
16歳
以上

自転車の交通違反が

交通反則通告制度 (青切符)

の対象となります。

交通反則通告制度とは・・・

一定の違反行為をした運転者に「青切符」による反則（違反）告知を行い、定められた反則金の納付を通告するものです。反則金を納付した場合、運転者は刑事罰を科されることはありません。

自転車の交通違反

反則行為の告知 (青切符・納付書の交付)

反則金の納付

反則金の不納付

完結

刑事手続き

酒酔い運転・
酒気帯び運転・
妨害運転等の重
大な違反や交通
事故を起こした
場合

千葉県警察HPでは、自転車の交通ルール
など様々な情報を掲載しています。

千葉県警察 自転車の交通ルール

検索



命のお守りヘルメット～かぶる習慣私から～

交通事故の被害を軽減するために、自転車を運転する
ときはヘルメットを着用しましょう。

船橋・船橋東警察署

船橋市市民安全推進課 (☎047-436-2292)

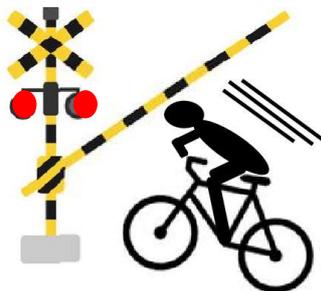
青切符の対象となる違反は113種類（一例）

携帯電話使用等（保持）



12,000円

遮断踏切立入り



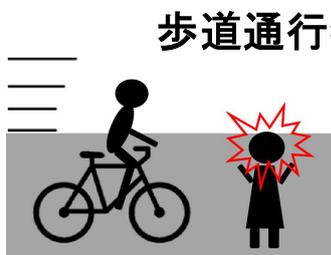
7,000円

信号無視



6,000円

通行区分違反



悪質・危険な行為は
取締りの対象となります。

〈例〉

- ・スピードを出して歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合
- ・警察官の警告に従わず歩道通行を続けた場合

6,000円

横断歩行者等妨害等



6,000円

指定場所一時不停止等



5,000円

無灯火



5,000円

ながら運転



5,000円

二人乗り



3,000円

並進



3,000円

※必要な音が聞こえないなどの場合